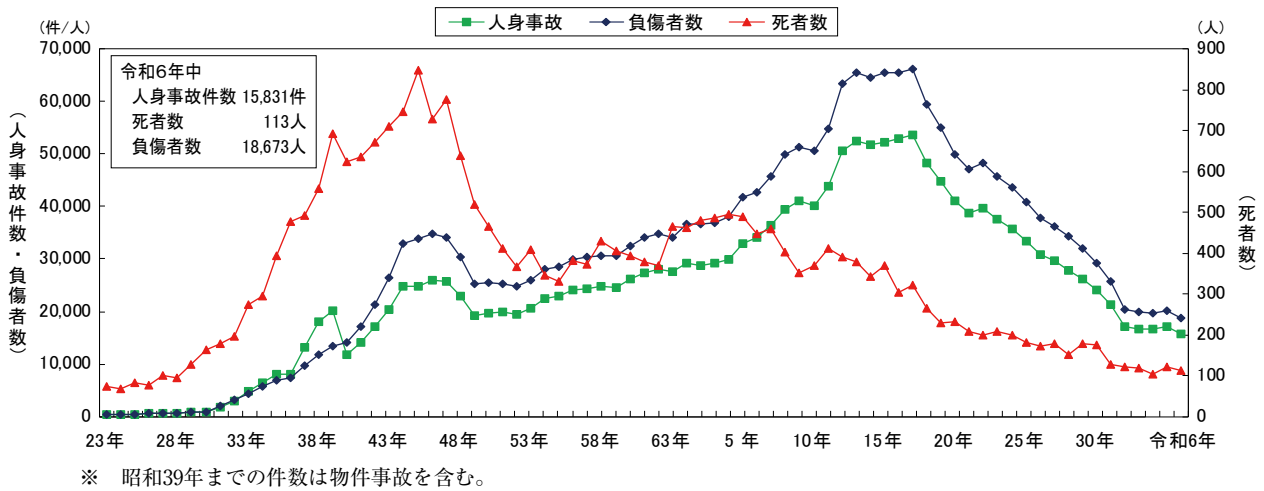


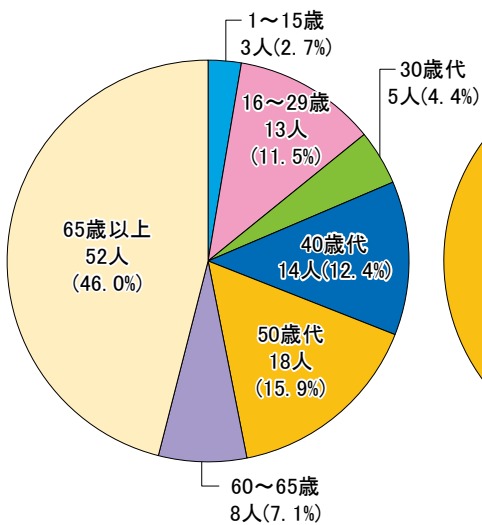
12 交通事故の防止

1 交通事故の推移

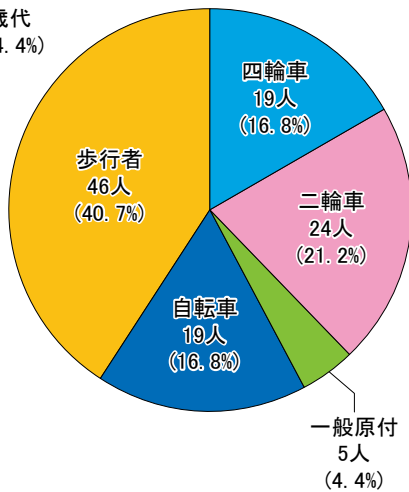


2 交通死亡事故の特徴(年齢層別、状態別、道路形状別)

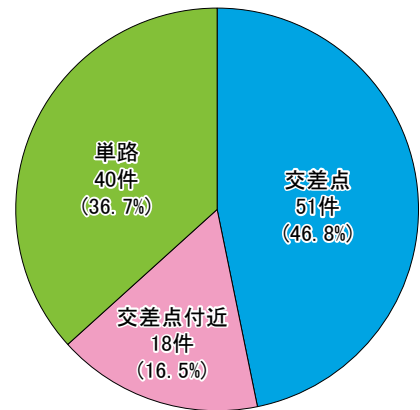
年齢層別(令和6年中)



状態別(令和6年中)



道路形状別(令和6年中)



3 交通事故防止対策の推進

(1) 交通事故分析システムの活用

交通事故分析システムは、県内で発生した交通事故情報をGIS(地理情報システム)上で多角的に分析することができるシステムです。警察本部及び警察署の担当者が、地域ごとの交通事故発生状況を分析し、交通取締りや街頭啓発活動を行う地域や時間帯を、根拠に基づいて決定することで、一層効果的な交通事故防止活動を推進しています。



(2) 広報・啓発活動の推進

各季の交通安全運動期間や交通事故の発生状況等を捉えて、県警察ホームページやSNS、街頭啓発活動を通じ、県内の交通事故発生状況や交通事故防止に関する情報の発信、交通ルールの周知を行い、県民の交通安全意識の普及、高揚を図っています。

交通部白バイ部隊出陣式



(3) 交通安全教育の実施

ルールやマナーが交通の秩序を維持し、交通事故を防止するために果たす役割を県民が理解し、遵守、実践できるよう、年齢層や歩行者、自転車、二輪車、自動車といった交通手段に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しています。

こども自転車運転免許制度の実施



(4) 悪質で危険性の高い交通違反に対する交通指導取締り

交通指導取締りは、交通事故の発生状況を分析し、飲酒運転等の悪質で危険性の高い違反や、交通事故の危険性が極めて高い交差点関連違反(信号無視、歩行者妨害、一時不停止)、地域住民からの交通違反取締り要望等に重点を置いて推進しています。

飲酒運転取締り



(5) 緻密な交通事故事件捜査及び暴走族対策の推進

死亡・重傷事故をはじめ、悪質なひき逃げ事件等においては、防犯カメラ、ドライブレコーダー映像の収集、交通事故の鑑定といった綿密な捜査を一層強化しています。

また、近年小規模化の傾向にあるものの散発的な集合を繰り返している暴走族、山岳道路で違法競走を行うグループ等の検挙活動を積極的に行い、危険性、迷惑性の高い運転行為の防止を図っています。

交通鑑識活動状況



4 県民生活に適応した交通環境の整備

交通実態に即した交通安全施設等の整備を効果的かつ効率的に推進し、交通事故の防止及び交通の円滑化に取り組んでいます。特に、通学路及び生活道路における歩行者及び自転車の安全な通行空間を確保するため、最高速度30キロメートル毎時の区域規制と車両の通行部分の幅員を狭める「狭さく」や路面に凸部を設ける「ハンプ」等の物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を推進しています。

ゾーン30プラスの整備状況



通学路における信号機の整備



5 運転者対策の推進

公安委員会が行う認知機能検査にタブレット端末を導入し、認知機能検査等を円滑に推進しているほか、令和6年5月27日には、高齢者講習等における全国初の専用施設となる岩槻高齢者講習センターを開所し、高齢者講習等の更なる受け入れ体制の整備を行いました。

また、運転免許センター及び岩槻高齢者講習センター内の「安全運転相談室」では、病気や身体に障害のある方やそのご家族等に対し、運転免許取得や安全に運転を継続するための相談を受けたり、適性検査を実施しています。

高齢者講習の実施



安全運転相談



コラム

県警察では、高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、運転に不安を感じる高齢者に対して、自主返納しやすい環境を整備する観点から、多くの協賛事業所のご協力の下、日常生活における支援(タクシー運賃の割引等)を提供するシルバー・サポーター制度を実施しています。

シルバー・サポーター制度パンフレット等

